

## 伊勢原市子育て世代包括支援センター事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とする伊勢原市子育て世代包括支援センター事業(以下「本事業」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は伊勢原市とし、母子保健主管課が主管する。

### (実施場所)

第3条 本事業の拠点母子保健主管課内に置き、関連事業については他の公共施設等で実施する。

### (子育て世代包括支援センターの機能)

第4条 子育て世代包括支援センターの機能は、次に定めるとおりとする。

- (1) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターとしての機能
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の11第1項及び第2項の規定により、子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育、保育、保健その他の子育て支援の情報の提供及び必要に応じた助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う利用者支援事業の基本型(「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知以下「国実施要綱」という。)に併せ、利用者支援事業の母子保健型(国実施要綱に規定する母子保健型)を一体的に実施する機能

### (対象者)

第5条 本事業の対象者は、本市に住所を有する妊産婦及び乳幼児並びにその家族(以下「妊婦等」という。)とする。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

### (実施内容)

第6条 本事業の内容は、妊産婦等の妊娠、出産、産後及び子育ての期間を通じて、次に定めるとおりとする。

- (1) 妊産婦等の母子保健及び子育てに関する支援に必要となる実情の把握を継続的に実施すること。
- (2) 妊娠期から就学前までの子育て期にわたり切れ目なく支援するため、妊産婦等からの各種の相談に応じること。
- (3) 保健師、助産師、栄養士等が、必要に応じて個別の妊産婦等を対象とした支援プランを策定すること。
- (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 妊娠に関する普及啓発、妊娠の届出・母子健康手帳の交付、母親学級、両親学級、妊婦健康診査、妊産婦訪問指導、低体重児の届出、新生児訪問指導、未熟児訪問指導、乳幼児健康診査、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等の母子保健事業に関すること。
- (6) その他本事業の目的を達成するために必要となる業務

### (職員の配置等)

第7条 本事業は、母子保健事業に関する専門知識を有する保健師、助産師、栄養士等を

配置するものとし、各種研修会等への参加などを通じて、担当職員の継続的な資質の向上を図る。

(関係機関との連携)

第8条 本事業を行うに当たっては、庁内の関係部署のほか、医療機関、保健所、保育所、学校、児童相談所、民生委員、児童委員、要保護対策地域協議会その他の関係機関と緊密に連携し、円滑、かつ、効果的に事業が行われるよう務めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和2年3月31日告示第53号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。